

音更町手数料条例の一部を改正する条例

音更町手数料条例（昭和39年音更町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表9の項中「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」を「又は第63条第3項第7号イ」に改め、同表10の項中「、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を「又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改め、同表50の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項第1号ア中「57,000円」を「58,000円」に改め、「第81号」の次に「。以下「品確法」という。」を加え、「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項、次項及び54の項から58の項までにおいて「評価機関審査」）を「第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認（以下この項及び次項において「長期使用構造等確認」）に、「18,000円、同条第1項に規定する住宅性能評価（以下この項及び次項において「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあつては21,000円」を「、19,000円」に改め、同号イ中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「30,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては62,000円」を「、31,000円」に改め、同号ウ中「205,000円（評価機関審査）を「206,000円（長期使用構造等確認）に、「47,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては98,000円」を「、48,000円」に改め、同項第2号ア中「84,000円（評価機関審査）を「85,000円（長期使用構造等確認）に、「25,000円」を「26,000円」に改め、同号イ中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「43,000円」を「44,000円」に改め、同号ウ中「306,000円（評価機関審査）を「307,000円（長期使用構造等確認）に改め、同表51の項第1号中「並びに」を「、」に改め、「の予定時期」の次に「及び区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期」を加え、同項第2号ア中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「14,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては16,000円」を「、15,000円」に改め、同号イ中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「24,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては40,000円」を「、24,000円」に改め、同号ウ中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「38,000円、住宅性能評価を受けた場合にあつては63,000円」を「、38,000円」に改め、同項第3号中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に改め、同表52の項中「場合」の次に「又は同条第3項

により区分所有住宅の管理者等が選任された場合」を加え、同表54の項第1号ア中「評価機関審査」を「品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項から58の項までにおいて「評価機関審査」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表9の項及び10の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表50の項、51の項及び52の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。